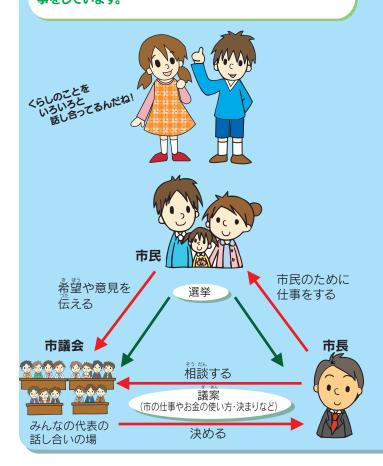
市議会とは

わたしたちの「福岡市」を住みよいまちにするためには、 みんなでどうしたらよいか考えていかなければなりません。 でも、みんなが集まって話し合うのは大変です。そこで、 わたしたちはみんなの代表を選んで(選挙)、かわりに話 し合いをしてもらいます。その代表が「市議会議員」で、 議員の集まりが「市議会」です。市長もみんなが選んだ代 表です。

市議会では市長が計画した仕事やお金の使い方(予算)、 市の決まり(条例)などについて、それでよいのかどうか、 話し合って決めます。市長は、市議会で決まったことをも とに市の仕事を進めます。市議会と市長は、お互いに意見 を出し合い、協力して市民の幸せのためにいろいろな仕 事をしています。



どんなふうに話し合うの?

定例会と臨時会

市議会は年に4回(2月ま たは3月、6月、9月、12月) 決まった時期に聞く定例会と 必要な時に聞く臨時会があり ます。

本会議と委員会

市議会議員全員が集まる 会議を「本会議」と言い、ここ で、市民のためにどんな仕事 をするのかが決まります。本 会議で決める箭に、荷戈かに 分かれて、くわしく細かい点ま で話し合うのが「委員会」です。 いつも置かれている委員会を 「常任委員会」といい5つあり ます。

本会議

市長がおもに議案な どを議会に提出して説 前し、議員が質問します。 ※議案とは市の仕事・決まり などを話し合うための案

委員会

議案についてくわし く細かい点まで話し合 います。

本会議

委員会の話し合いの 結果を聞き、議案に賛 成か炭対かを多数決で 決めます。

5つの常任委員会

第1委員会

財政、地域コミュニティ

第5委員会 防災など

環境・ごみ・リサイクル、 道路、下水道、河川、 水道など

第4委員会

公園、消防、 地下鉄など

第3委員会

住宅、建築、都市計画、商工業、観光、文化、農林水産業 港の整備など

第2委員会

子ども育成、社会福祉

保健衛生、教育など

傍聴・請願って なんだろう?

わたしたちは市議会の話し合いを見 学したり(傍聴)、希望や意見を市議会 に出すことができます(請願・陳情)。

本会議や委員会のようすを知りたい 人は、誰でも見学することができます。 これを「傍聴」と言います。本会議の傍 聴席には赤ちゃんや小さい子どもと いつしょに傍聴できる席や菫いす角の 席もあります。また、盲導光・介助光の 入室や手話通訳で傍聴することもでき ます。





願

市の仕事は、市民ひとりひとりのくら しにつながっています。市民は、「こうし てほしい という希望や意見を文書に して、議員を通して市議会に出すことが できます。このことを「請願」といいます。 議員を通さず市議会に希望や意見を文 書にして出すことは「陳情」といいます。